

平成12年度地下水の水質の測定に関する計画

水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、地下水の水質の測定に関する計画を定める。

1 調査の種類

(1) 概況調査

県内の全体的な地下水質の概況を把握するために実施する。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により、環境基準項目または要監視項目が検出された場合、その汚染範囲等を確認するために実施する。

(3) 定期モニタリング調査

汚染地区を継続的に監視するなど、経年的な変化を把握するために、定期的に実施する。

(4) 定点監視調査

地下水質の経年的な変化を把握するために実施する。

2 調査地点

調査は概況調査60地点、定期モニタリング調査104地点および定点監視調査2地点において実施する。

なお、定期モニタリングの2地点では、概況調査を兼ねて汚染物質以外の項目も調査する。
また、汚染井戸周辺地区調査は汚染の状況に応じて必要な調査を実施する。

	概 況 調 査	汚染井戸周辺地区調査	定期モニタリング調査	定 点 監 視 調 査
調査地区数	60	汚染の状況に応じて必要な調査を実施する。	36	2
調査地点数	60		104	2
調査回数	2回／年		2回／年	2回／年
調査機関	福 井 県	福 井 県	福 井 県	建 設 省

3 調査方法

(1) 調査地点の選定

① 概況調査

昭和48年行政管理庁告示第143号に定める基準地域メッシュの標準地域メッシュ第1次地域区画コードを基準に、その区画内を4等分した区画(5kmメッシュ)を「調査対象区域」とし、その区域内の地下水の利用状況、人口分布および工場・事業場等の立地状況等を考慮し、井戸を選定する。

なお、主として平成3年度に概況調査を実施した「調査対象区域」内において、工場・事業場等の井戸またはその周辺の井戸を中心に選定するものとする。

② 汚染井戸周辺地区調査

汚染井戸を中心としておおむね 2 km²において、必要な地点を選定する。

③ 定期モニタリング調査

汚染区域内において、おおむね 5 地点を選定する。

④ 定点監視調査

継続的な監視が可能な地点を選定する。

(2) 調査期間

調査は平成 12 年 4 月から平成 13 年 3 月までとする。

(3) 調査回数

概況調査、定期モニタリング調査および定点監視調査の調査回数は年 2 回とする。

汚染井戸周辺地区調査は地区ごとに年 1 回とする。

4 採 取 方 法

試料は、十分な揚水（地下水の水温が一定）後、採取する。なお、トリクロロエチレン等の有機塩素化合物用試料については、共栓付きガラスびんを使用して泡立てないよう静かに採取し、気泡が残らないよう満水にして密栓する。

5 測 定 項 目

測定項目は調査の種類ごとに下記に掲げる項目とする。

(1) 概況調査

① 環境基準項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、P C B、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素

② 要監視項目

フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、アンチモン

(2) 汚染井戸周辺地区調査

① 環境基準項目

概況調査等により汚染の確認された項目およびその分解生成物について調査する。

なお、分解生成物とは、トリクロロエチレンやテトラクロロエチレンなどが地中で物理化学的作用や微生物の分解作用等を受けることにより生ずるおそれのある物質で、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレンおよびトランス-1,2-ジクロロエチレン等の物質をいう。

② 要監視項目

概況調査により汚染の確認された項目について調査する。

③ 解析項目

Mアルカリ度、塩素イオン、硫酸イオン、ナトリウムイオン、カルシウムイオンおよびその他の項目等の地下水の流向等を解析するために必要な項目について調査する。

(3) 定期モニタリング調査

汚染井戸周辺地区調査により汚染の確認された項目およびその分解生成物について調査する。

(4) 定点監視調査

① 環境基準項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、P C B、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素

② 要監視項目

クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、E P N、ジクロルボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン

6 測 定 方 法

測定方法は「別表3」に定める方法とする。

7 調 査 担 当 機 関

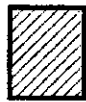
本調査は福井県および建設省近畿地方建設局が担当する。

8 報 告

- (1) 調査結果の報告は「別表4」の様式により毎月まとめて、翌月の末日までに福井県福祉環境部環境政策課長（以下、環境政策課長という。）に報告するものとする。
- (2) 環境基準項目および要監視項目で「別表3」に示す報告下限値を超える値が検出された時は、直ちに環境政策課長に報告するものとする。

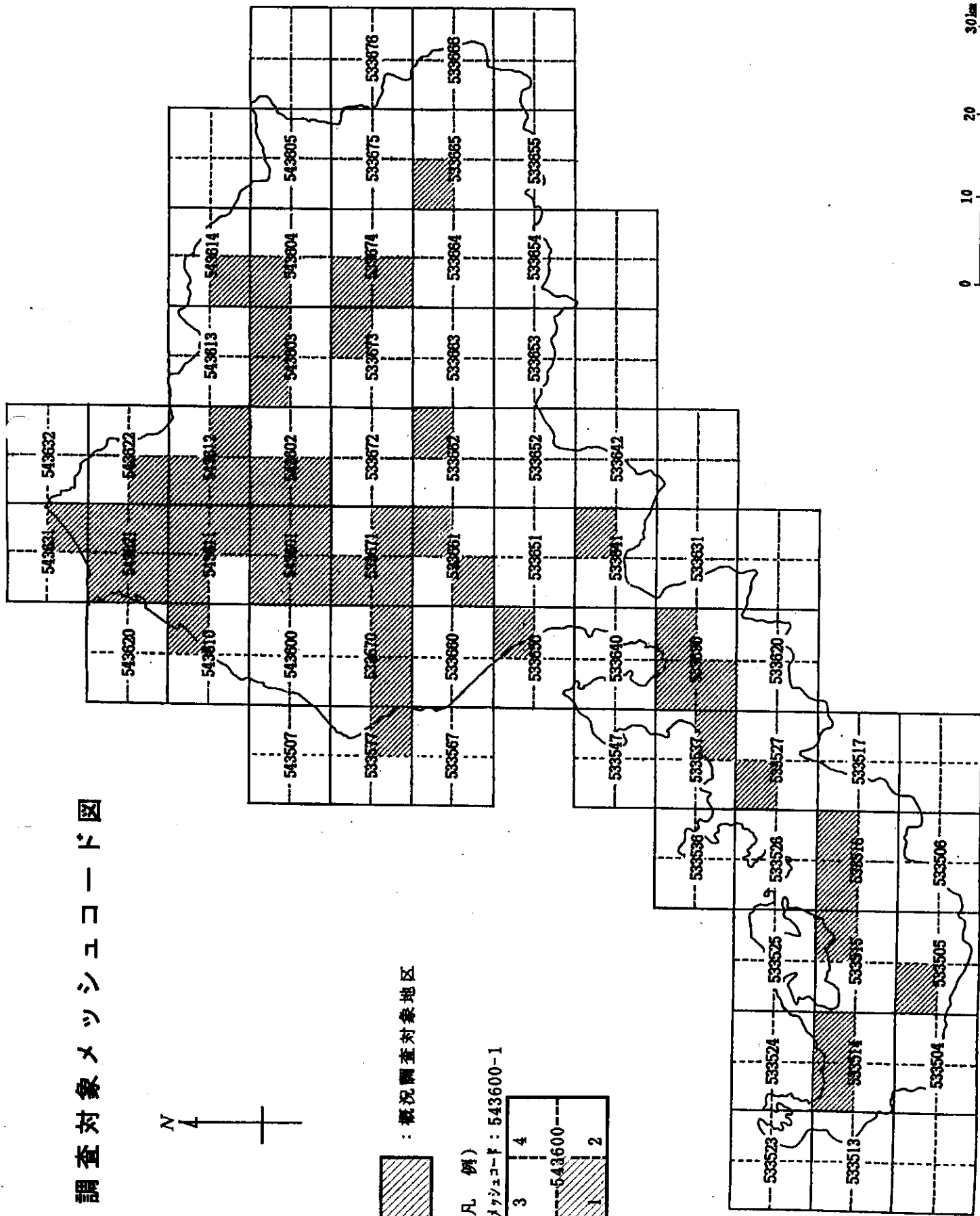
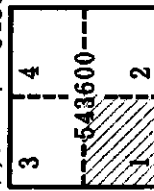
9 調査対象メッシュコード図

N
↑

 : 概況調査対象地区

(凡 例)

メッシュコード: 543600-1



10 地域別・調査項目別検体数

調査名	地域別調査地点	環境調査項目										要監視項目										合計					
		環境調査項目										要監視項目															
		調査項目										要監視項目															
		カ全	六価鉛	水素	クロム	銅	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,1,1-トリクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエチレン	1,1,2,2-テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロベンゼン	セレン	硝酸性窒素	有機リン系農薬	重金属	トランジスタロホ	1,2-ジクロロベンゼン	1,3-ジクロロベンゼン	1,4-ジクロロベンゼン	2,3-ジクロロベンゼン		フタル酸ジエチルヘキシル	アニソチモ	要監視項目		
福井市	8	4	4	4	4	4	4	16	16	16	16	16	16	16	16	4	4	4	4	4	4	4	4	4	232	12	
敦賀市	4	3	3	3	3	3	3	8	8	8	8	8	8	8	8	3	3	3	3	3					130		
武生市	4	2	2	2	2	2	2	8	8	8	8	8	8	8	8	2	2	2	2	2					116	3	
小浜市	3	1	1	1	1	1	1	6	6	6	6	6	6	6	6	1	1	1	1	1					80	6	
大野市	3	2	2	2	2	2	2	6	6	6	6	6	6	6	6	2	2	2	2	2					94	9	
勝山市	3	1	1	1	1	1	1	6	6	6	6	6	6	6	6	1	1	1	1	1					80	6	
江市	3	2	2	2	2	2	2	6	6	6	6	6	6	6	6	2	2	2	2	2					94		
足羽郡	0																										
吉田郡	3	2	2	2	2	2	2	6	6	6	6	6	6	6	6	2	2	2	2	2					94	6	
大野郡	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1					36	3	
坂井郡	11	7	7	7	7	7	7	22	22	22	22	22	22	22	22	7	7	7	7	7					340	12	
今立郡	2	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1					58	6	
南条郡	3	1	1	1	1	1	1	6	6	6	6	6	6	6	6	1	1	1	1	1					80	6	
丹生郡	6	2	2	2	2	2	2	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2					160	9	
三方郡	2							4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4					44	6	
速敦郡	2							4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4					44	6	
大飯郡	2	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1					58		
(小計)	(60)	30	30	30	30	30	30	120	120	120	120	120	120	120	120	30	30	30	30	30					1,740	90	
福井市	7							12	12	12	14	14	14	12											140	14	
敦賀市	7							6	6	14	14	6	6	14	14	6									98	14	
武生市	22							18	18	44	44	18	44	18											302	44	
小浜市	2							4	4	4	4	4	4	4											44	4	
大野市	5							10	10	10	10	10	10												40	10	
勝山市	5							10	10	10	10	10	10	10											110	10	
江市	37							50	50	72	50	72	50	72	50										638	72	
永平寺町	1							2	2	2	2	2	2	2	2	2									22	2	
上志比村	5							8	8	8	8	8													32	8	
三国町	3							4	4	4	4	4	4	4	4										46	4	
金津町	1							2	2	2	2	2	2	2	2	2									22	2	
坂井町	1							2	2	2	2	2	2	2	2	2									2	2	
宮崎村	4							8	8	8	8	8	8	8	8										88	8	
三方町	3							6	6	6	6	6	6	6	6										6	6	
高浜町	1							2	2	2	2	2	2	2	2										2	2	
(小計)	(104)							116	116	192	116	192	116	192	116										1,592	192	
福井市	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	50	36
春江町	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	50	36	
(小計)	(2)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	100	72	
合計	164	34	34	34	46	34	34	240	316	316	240	316	316	240	316	34	34	34	34	196	4	4	4	4	4	3,432	354

(注) 定期モニタリング地区における 江市の1地点および上志比村の1地点の計2地点では、概況調査を兼ねて汚染物質以外の項目も含めた調査を実施するため、地点数の合計は60+(104-2)+2=164地点となる。

[illegible]

調査機関名	調査担当	調査地点	調査月	環境調査			標準項目										重要項目										監視項目										合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
				カドミウム	鉛	六価クロム	P値	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,1,1,2,2,2-ヘキサクロロエタン	1,1,1,2,2,2-トリクロロエタン	トトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロパン	チウラム	シマジン	チオベンゼン	セレン	有機性窒素	無機性窒素	ほうう素	クロロホルム	トランス-1,2-ジクロロエタン	1,2-ジクロロベンゼン	p-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	ダエニトロチオン	フエニトロチオン	イソキサチオン	オキシシン銅	クロロタロニル	クロロピザミド	ブロピザミド	E P N	ジクロロボス	フェノカルブ		エノカルブ	フイプロベンホス	クロルニトロフエ	トリルエ	キシレ	フタル酸ジエチルヘキ	アベンチモル	要環境基準項目	要監視項目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
401-003 南条町 533661-1 (計 1地点)	5, 11	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

[illegible]

[illegible]

14 別表3 測定方法

区分	項目	報告下限値 (mg／)	測定方法
環境	カドミウム	0.001	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法
	全シアン	0.1	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
	鉛	0.005	規格54に定める方法
	六価クロム	0.04	規格65.2に定める方法
	砒素	0.005	規格61.2又は61.3に定める方法
	総水銀	0.0005	昭和46年環境庁告示第59号（以下「告示」という。）付表1に掲げる方法
	P C B	0.0005	告示付表3に掲げる方法
	ジクロロメタン	0.002	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	四塩化炭素	0.0002	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,2-ジクロロエタン	0.0004	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
基準	1,1-ジクロロエチレン	0.002	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	同上
	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	同上
	トリクロロエチレン	0.002	同上
	テトラクロロエチレン	0.0005	同上
	1,3-ジクロロプロペン	0.0002	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	チウラム	0.0006	告示付表4に掲げる方法
	シマジン	0.0003	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
	チオベンカルブ	0.002	同上
項目	ベンゼン	0.001	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	セレン	0.002	規格67.2又は67.3に定める方法
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.02	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
	ふっ素	0.1	規格34.1に定める方法又は告示付表6に掲げる方法
	ほう素	0.02	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は告示付表7に掲げる方法

注： 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて算出した硝酸性窒素の濃度と規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて算出した亜硝酸性窒素の濃度の和とする。

なお、硝酸性窒素の報告下限値、亜硝酸性窒素の報告下限値はともに0.01mg／とする。

区分	項 目	報告下限値 (mg/)	測 定 方 法
要 監 視 項 目	ク ロ ロ ホ ル ム	0.006	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	同 上
	1,2-ジクロロプロパン	0.006	同 上
	p- ジクロロベンゼン	0.03	同 上
	イ ソ キ サ チ オ ン	0.0008	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について（環境庁水質保全局水質規制課長通知、平成5年環水規第121号（以下「通知」という。）付表1の第1又は第2に掲げる方法
	ダ イ ア ジ ノ ン	0.0005	同 上
	フェニトロチオン	0.0003	同 上
	イソプロチオラン	0.004	同 上
	オ キ シ ン 銅	0.004	通知付表2に掲げる方法
	クロロタロニル	0.004	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法
	プロピザミド	0.0008	同 上
	E P N	0.0006	同 上
	ジクロルボス	0.001	同 上
	フェノブカルブ	0.002	同 上
	イプロベンホス	0.0008	同 上
	クロルニトロフェン	0.0001	同 上
	ト ル エ ン	0.06	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	キ シ レ ン	0.04	同 上
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.006	通知付表3の第1又は第2に掲げる方法
	ニ ッ ケ ル	0.005	規格59.3に定める方法又は通知付表4若しくは付表5に掲げる方法
	モ リ ブ デ ン	0.01	規格68.2に定める方法又は通知付表4若しくは付表5に掲げる方法
	ア ン チ モ ン	0.001	規格62.2に定める方法又は通知付表6に掲げる方法
解 析 項 目	pH	—	規格12.1に定める方法
	電気伝導度	1(μS/cm)	規格13に定める方法
	Mアルカリ度	0.5	日本工業規格K0101の13.1に定める方法
	塩素イオン	0.5	規格35.3に定める方法又は自動分析（チオシアン酸第2水銀法）
	硫酸イオン	0.5	規格41.3に定める方法
	硝酸イオン	0.1	規格43.2.3に定める方法
	ナトリウムイオン	0.1	規格48.1に定める方法
	カリウムイオン	0.1	規格49.1に定める方法
	カルシウムイオン	0.1	規格50.2に定める方法
	マグネシウムイオン	0.02	規格51.2に定める方法

15 別表4 地下水質測定結果表

調査担当機関名 (分析担当機関名)									
調査区	分								
市町村	名								
地区	名								
井戸番	号								
井戸の深度(m)									
井戸の別									
井戸の用途									
採水年月日		・	・	・	・	・	・	・	・
採水時刻		:	:	:	:	:	:	:	:
水温(°C)									
環境基準項目	カドミウム(mg/)								
	全シアン(mg/)								
	鉛(mg/)								
	六価クロム(mg/)								
	砒素(mg/)								
	総水銀(mg/)								
	アルキル水銀(mg/)								
	P C B(mg/)								
	ジクロロメタン(mg/)								
	四塩化炭素(mg/)								
	1,2-ジクロロエタン(mg/)								
	1,1-ジクロロエチレン(mg/)								
	トリス-1,2-ジクロロエチレン(mg/)								
	1,1,1-トリクロロエタン(mg/)								
	1,1,2-トリクロロエタン(mg/)								
	トリクロロエチレン(mg/)								
	テトラクロロエチレン(mg/)								
	1,3-ジクロロプロペン(mg/)								
	チウラム(mg/)								
	シマジン(mg/)								
	チオベンカルブ(mg/)								
	ベンゼン(mg/)								
	セレン(mg/)								
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(mg/)								
	ふっ素(mg/)								
	ほう素(mg/)								
要監視項目	クロホルム(mg/)								
	トリス-1,2-ジクロロエチレン(mg/)								
	1,2-ジクロロプロパン(mg/)								
	P-ジクロロベンゼン(mg/)								
	イソキサチオン(mg/)								
	ダイアジノン(mg/)								
	フェニトロチオン(mg/)								
	イソプロチオラン(mg/)								
	オキシシン銅(mg/)								
	クロロタロニル(mg/)								
	プロピザミド(mg/)								
	E P N(mg/)								
	ジクロルボス(mg/)								
	フェノブカルブ(mg/)								
	イプロベンホス(mg/)								
	クロルニトロフェン(mg/)								
	トルエン(mg/)								
	キシレン(mg/)								
	フタル酸ジエチルヘキシル(mg/)								
解析項目	ニッケル(mg/)								
	モリブデン(mg/)								
	アンチモン(mg/)								
	p H								
	電気伝導度(μS/cm)								
	M-アルカリ度(mg/)								
	塩素イオン(mg/)								
	硫酸イオン(mg/)								
	硝酸イオン(mg/)								
	ナトリウムイオン(mg/)								
	カリウムイオン(mg/)								
	カルシウムイオン(mg/)								
	マグネシウムイオン(mg/)								